

■2021 年度 A 日程一般入試法律科目試験

「商法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨】

譲渡制限株式会社について、譲渡による取得を会社が承認するか否かの決定方法、およびこれを承認せずに会社が取得することとする場合の決定方法について、非公開会社である取締役会設置会社を例に、会社法の規律を正しく理解しているか問う問題である。

【解説】

(1) 譲渡制限株式を他人に譲渡しようとする株主は、会社に対し、当該他人が当該株式を取得することについて承認するか否かの決定をすることを請求できる(会社法 136 条。以下、条文は会社法)。その際、譲渡承認請求者は、会社が譲渡を承認しないときは、会社または会社の指定する買取人が当該株式を買い取ることを併せて請求すること(「買取先指定請求」という)もできる(138 条 1 号ハ)。譲渡承認請求がなされると、会社は、譲渡による当該株式の取得を承認するか否かの決定をした上で、決定した内容を請求者に通知する必要がある(139 条 1 項・2 項)。この決定機関は、非取締役会設置会社では株主総会であるが、取締役会設置会社では取締役会である(139 条 1 項本文)。

(2) 本問においては、甲社株式 40 株(本件株式)を有する A は、これを E に譲渡することにして、甲社に対し、譲渡承認請求および買取先指定請求を行った。この請求を受けて、甲社取締役会は、E による本件株式の譲渡による取得を承認しないことを決定し、本件株式を甲社が買い取ることにした。

(3) 譲渡制限株式会社について、譲渡による取得を承認せずに会社が買い取る場合は、株主総会の特別決議によって決定する必要がある(140 条 2 項・309 条 2 項 1 号)。このような厳格な手続が要求されるのは、会社が不当な高値で買い取ることによって他の株主が害されることを防止するためである。そのため、譲渡等承認請求者は株主総会で議決権を行使できない(140 条 3 項)。ところが、本問においては、本件株式の買取りを決定する株主総会において、譲渡承認請求者である A が議決権を行使している。すなわち、当該株主総会決議には、議決権を行使できない A が決議に加わった決議方法の法令違反があり(831 条 1 項 1 号)、その違反する事実は重大であって、かつ決議に影響を及ぼすものと解されるから、裁量棄却(同条 2 項)も認められない。したがって、決議取消しの訴えが認容されて決議が取り消されたなら、必要な手続を欠く自己株式の取得となるから、本件株式の甲社による買取りは無効になると解される。

(4) 甲社による本件株式の買取りについて、特定の株主との合意による自己株式の取得(160 条以下)の問題として解答した答案、あるいは、A の議決権行使を特別利害関係人による議決権行使(831 条 1 項 3 号)の問題として解答した答案が相当数あった。自己

株式の取得規制という点で類似するところがあるが、譲渡制限株式については、会社の承認がない場合の譲渡の効力といった典型的な論点だけでなく、譲渡制限株式の譲渡承認手続に関する基本的な規律についての理解も疎かにしないで欲しい。

以 上